赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和８年４月３０日

赤穂市長　牟　禮　正　稔

赤穂市訓令甲第４５号

赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱
の一部を改正する要綱

赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱（令和７年赤穂市訓令甲第５６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「交付することについて」の次に「、当該年度の兵庫県環境部補助金交付要綱その他県が別に定めるもののほか」を加える。

第３条第１項第２号中「県が定める」の次に「当該年度の」を加える。

第６条第８号中「書類」の次に「の写し」を加える。

第１０条中第１０号を第１１号とし、第９号を第１０号とし、第８号を第９号とし、同条第７号中「設置」の次に「及び当該設備を設置した建物の外観」を加え、同号を同条第８号とし、第６号を第７号とし、同条第５号の次に次の１号を加える。

⑹　逆潮流防止装置の設置を確認することができる書類（発電した電力の売電を行わない補助対象設備の場合に限る。）

様式第１号中「証明する書類」の次に「の写し」を加える。

様式第９号中

「【共通】

□　自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入報告書（様式１０号）

□　補助対象工事に係る請求書及び領収書の写し

□　補助対象工事に係る契約書及び契約内訳書の写し（第６条の交付申請時に添付しなかった場合に限る。）

□　補助対象設備の保証書の写し

□　電力会社との接続契約書、売電契約書等（ＦＩＴ認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用）の写し

□　補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類

□　補助対象設備の設置が確認できる写真

□　その他市長が必要と認める書類（　　）　　」

を

「【共通】

□　自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入報告書（様式１０号）

□　補助対象工事に係る請求書及び領収書の写し

□　補助対象工事に係る契約書及び契約内訳書の写し（第６条の交付申請時に添付しなかった場合に限る。）

□　補助対象設備の保証書の写し

□　電力会社との接続契約書、売電契約書等（ＦＩＴ認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用）の写し

□　逆潮流防止装置の設置を確認することができる書類（発電した電力の売電を行わない補助対象設備の場合に限る。）

□　補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類

□　補助対象設備の設置及び当該設備を設置した建物の外観が確認できる写真

□　その他市長が必要と認める書類（　　）　　」

に改める。

付　則

この要綱は、令和８年５月１日から施行する。